

年度替わりの手続きをご確認ください！

軽自動車などの廃車・変更手続き

問い合わせ先 税務班 猪野

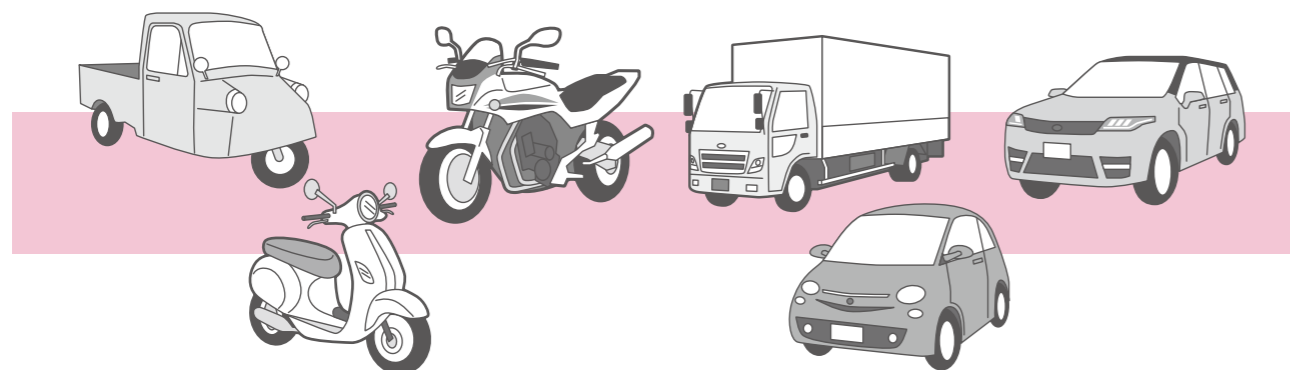
軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。車両の廃車または譲渡、所有者の住所を変更（転入・転出の場合）したときは、**3月31日までに必ず手続きをしてください。**

4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度分の税金は全額納付していただくことになります。また、解体済み、行方不明でお手元がない場合や、車検切れ、故障などで使用せず放置している場合でも、廃車の手続きをしない限り毎年課税されますので、ご注意ください。

軽自動車などの種類	届出先	届出に必要なもの
125cc以下の原動機付自転車 農耕車を含む小型特殊自動車 (町のナンバープレート)	住民生活課税務班 または 窓口センター (総合ふれあいセンター内)	◆廃車…ナンバープレート ◆名義変更…譲渡証明書 ◆盗難…警察へ届け出た際の受理番号
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会高知事務所 (高知市長浜) ☎050-3816-3125	左記連絡先へ事前にご確認ください
125ccを超えるバイク 小型二輪車(250ccを超えるもの)	四国運輸局高知運輸支局 (高知市大津) ☎050-5540-2077	左記連絡先へ事前にご確認ください

令和4年度 軽自動車税（種別割）税額表

車種区分		税率(年額)	車種区分			税率(年額)				
			①旧税率	②新税率	③重課税率					
原付	50cc以下	2,000円	三輪自動車	3,100円	3,900円	4,600円	四輪乗用(自家用)	7,200円	10,800円	12,900円
	50cc超～90cc以下	2,000円		四輪乗用(営業用)	5,500円	6,900円		8,200円		
	90cc超～125cc以下	2,400円			四輪貨物(自家用)	4,000円		5,000円	6,000円	
	ミニカー	3,700円				四輪貨物(営業用)		3,000円	3,800円	4,500円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		3,600円	※税率の対象							
小型二輪(250cc超)		6,000円	①平成27年3月31日以前に新規登録した車両							
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	②平成27年4月1日以降に新規登録した車両							
	その他のもの	5,900円	③初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両							
			*電気自動車などは、重課対象外車両です							



国保の加入・脱退手続き

問い合わせ先 保険窓口班 都築

年度変わりの時期は、転入・転出・就職・退職などにより国民健康保険の加入・脱退などの手続きが多くなる時期です。**加入・脱退などの手続きは、14日以内に必ず届け出をしてください。**

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	大豊町に転入したとき	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめるとき	健康保険の資格喪失証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	
	任意継続が切れたとき	
	子どもが生まれたとき	母子手帳、印鑑、世帯主の通帳
	生活保護が廃止されたとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保を脱退するとき	他市町村に転出するとき	国保被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保被保険者証、新しくできた職場の健康保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	国保被保険者証、印鑑
	生活保護が開始されたとき	国保被保険者証、生活保護決定通知書、印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	国保被保険者証、印鑑
	保険証をなくした(汚れや破損で使えなくなった)とき	身分を証明するもの(個人番号カード・運転免許証など)、印鑑
	修学のため子供が他市町村へ転出するとき	在学証明書、国保被保険者証、印鑑

● 加入の手続きが14日以内にされない場合

国保加入の手続きをせず医療機関で診療などを受けた場合、いったん自己負担となりますが、支払いをしてから2年間は豊町へ申請をすれば保険者負担分(町負担分)は返還されます。また、国保税は、届け出をした月からではなく国保に加入する資格を得た月までさかのぼって納めることとなります。

● 脱退の手続きが遅れた場合

職場の健康保険などへ加入した後に、国保の保険証で医療を受けた場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。また、職場の健康保険などの保険料と国保税を二重に払ってしまうことになります。

● 医療機関にも保険変更の届け出を

職場の健康保険などに加入されてから、健康保険証が交付されるまでに時間がかかることがあります。その間に国保の保険証で医療機関を受診している場合は、至急、健康保険が変更したことを医療機関にも届け出てください。

● 「令和4年度の国保の保険証」は、3月下旬に送付します

新年度の保険証は、一般被保険者が茶色です。世帯全員の分を世帯主に送付します。

水道に関する手続き

問い合わせ先 環境水道班 澤

● 開栓

転入などにより入居される場合は、事前に手続きをしてください。

● 中止

転出などにより水道の使用を中止する場合は、早めに手続きをしてください。中止の手続きがない場合、水道料金の請求が続きますのでご注意ください。

● 名義変更

水道の名義人が、転出や死亡などの理由でなくなった場合は、名義変更の手続きをしてください。